

計算書類に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 竹福会

1. 重要な会計方針

(1) 計算書類の作成基準

計算書類は、社会福祉法人会計基準に基づき作成している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(3) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上している。

(4) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）

定額法又は旧定額法を採用している。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、

平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

(5) リース取引の処理方法

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

該当なし

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引で、リース契約1件あたりのリース総額が300万円以下については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(6) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっております。

4. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみの為、省略する。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、収益事業を実施していない為、作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点（社会福祉事業）

本部拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

イ 竹野町保育園拠点（社会福祉事業）

竹野町保育園拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	8,800,000	0	0	8,800,000
建物	46,642,287	0	2,482,654	44,159,633
合計	55,442,287	0	2,482,654	52,959,633

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金 1,488,067円を取り崩した。

7. 担保に供している資産

その他

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	125,386,634	81,227,001	44,159,633
建物	13,080,320	6,161,868	6,918,452
構築物	6,404,892	3,563,775	2,841,117
器具及び備品	17,243,439	16,374,573	868,866
有形リース資産	8,482,320	1,918,620	6,563,700
合計	170,597,605	109,245,837	61,351,768

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,650	0	11,650
未収補助金	2,100,820	0	2,100,820
合計	2,112,470	0	2,112,470

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態

を明らかにするために必要な事項

該当なし